

「京都・若狭路・びわ湖・はりま路ぐるっとドライブパス 2023」利用約款

令和 5 年 7 月 7 日制定

(通則)

第 1 条 本約款は、西日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)、中日本高速道路株式会社及び兵庫県道路公社(以下「三社」といいます。)が実施する「京都・若狭路・びわ湖・はりま路ぐるっとドライブパス 2023」(以下「ドライブパス」といいます。)について適用します。

(定義)

第 2 条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第 3 条 ドライブパスは、ETC 無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号。以下「法」といいます。)第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第 6 条第 2 項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第 4 条 ドライブパスの実施期間は、当社ウェブサイト「みち旅」(以下「ウェブサイト」といいます。)への掲示等の方法で周知します。ただし、当社が必要と認める場合には、ドライブパスのプランのうち一部又は全部について、第 6 条第 1 項に定める申込みの受付の終了又は一時停止を行う場合があります。

2 ドライブパスは、実施期間のうち、第 6 条第 2 項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大 2 日間または 3 日間(利用開始日の 0 時から利用終了日の 23 時 59 分まで。ただし、利用開始日に申込みを行う場合は、申込みが完了した時点から利用終了日の 23 時 59 分まで。)(以下「利用期間」といいます。))に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 各通行の利用日の判定は、次の各号に定めるとおり行います。

- 一 入口発券方式の区間では、その通行にかかる入口料金所又は出口料金所(本線料金所が設置されている場合は本線料金所を、通行料金の課金に用いる ETC フリーフローアンテナが設置されている場合は通行料金の課金に用いる ETC フリーフローアンテナを含みます。)の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。
- 二 単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する区間の通行を適用対象とします。これらに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 別表1 に定める周遊エリア内の IC 相互間の通行(回数の制限はありません。)
- 二 周遊エリア内の IC から流入し周遊エリア外の IC で流出する通行又は周遊エリア外の IC から流入し周遊エリア内の IC で流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内の IC と当該通行における周遊エリア内の端末 IC との間の通行(当該通行における周遊エリア内の端末 IC と流出又は流入を行った周遊エリア外の IC との間の通行料金のお支払いが別途必要となります。)

(以下、前号の通行と合わせて「周遊走行」といいます。)

(申込み等)

第6条 ドライブパスの利用にあたっては、ドライブパスの適用対象となる通行を開始するまでに申込みが必要です。

- 2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、ウェブサイトにおいて、別表2 に定めるプランのうち利用するプラン、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用になる ETC カードの番号及びその有効期限を登録することにより行うものとし、これらの事項が正しく登録されていない場合、ドライブパスの申込みは無効になります。
- 3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらずドライブパスの申込みを無効とし、すべての通行についてドライブパスの適用はありません。
 - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込時に登録した ETC カードが利用可能であること。
 - 三 申込時に登録した ETC カードの名義がドライブパス利用者又はその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。ただし、レンタカー店舗にて ETC カードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません(なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社(以下「三会社」といいます。))が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードでは、申込みいただけません。)

(申込内容の変更)

第7条 ドライブパスの申込内容(前条第2 項の定めにより登録した事項をいいます。以下同じ。)について変更が必要な場合は、ご利用開始前であれば、申込時に登録した利用開始日の23 時59 分までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、ドライブパスの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランを変更する場合は第13 条による解約手続きを行ったうえで前条第2 項の申込みが必要です。なお、変更手続きには申込時に交付した申

込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、ご利用途中及び申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第 8 条 ドライブパスを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する車両及び ETC カードの利用により第 5 条に定める通行を行ってください。

2 料金所においては、申込時に登録した ETC カードを車両に搭載された ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。なお、登録と異なる ETC カードなど別の支払手段により通行した場合、ドライブパスの適用対象外となり、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 料金所の ETC レーンが閉鎖している場合は、次の各号に定めるとおり通行してください。

一 入口発券方式の区間において、入口料金所の ETC レーンが閉鎖している場合には、一般レーン又はサポートレーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録した ETC カードと入口通行券をお渡しください。(料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に通行券と同 ETC カードを挿入してください。)

二 入口発券方式の区間において、出口料金所の ETC レーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録した ETC カードをお渡しください。(料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に同 ETC カードを挿入してください。)

三 単純支払方式の区間において、料金をお支払いいただく料金所の ETC レーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録した ETC カードをお渡しください(料金精算機が設置されている一般レーン又はサポートレーンでは、料金精算機に同 ETC カードを挿入してください。)

(料金及び請求)

第 9 条 ドライブパスは利用期間内に初めて行うドライブパスの対象となる通行(以下「第一走行」といいます。)の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる第 5 条に該当する全ての通行にかかる三社管理道路の通行料金の合計を、第一走行完了の時点で別表 2 に定めるドライブパスの利用料金の額とします。

2 第 5 条第 1 項第 2 号に定める通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内の IC と当該通行における周遊エリア内の端末 IC との間(以下、「周遊エリア区間内」といいます。)の通行はドライブパスの適用対象となりますが、当該通行における周遊エリア内の端末 IC と流出又は流入を行った周遊エリア外の IC との間(以下、「周遊エリア区間外」といいます。)の通行料金のお支払いが別途必要となります。この場合、当該通行における周遊エリア内の端末 IC は、周遊エリア内のいずれかの IC のうち、流出又は流入を行った周遊エリア外の IC との間料金が最も安価となる IC とします。そのため、実際の通行経路外にある IC が周遊エリア内の端末 IC となる場合があります。

3 前項にかかわらず、各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC 時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となります。

4 クレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されず、ドライブパスの利用料金に係る請求明細が記載されます。

5 ETC マイレージサービスの還元額明細及び ETC 利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを三社が確認し、ドライブパス

の利用料金が確定(以下「利用料金の確定」といいます。)した後、ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去し、ドライブパスの明細(企画割引～○○IC)に変更されます(ドライブパスの対象となる各通行の走行明細を消去した後、ドライブパスの明細を表示するまでの間、一時的にいずれの明細も表示されない場合があります。)

- 6 ドライブパスの利用料金は、利用した ETC カードのクレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局より請求されます。
- 7 前項にかかわらず、ETC マイレージサービスの還元額がある場合、ドライブパスの利用料金は、ETC マイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETC マイレージサービスの還元額の残高が、ドライブパスの利用料金に満たない場合、その不足分は利用した ETC カードのクレジットカード会社又は ETC パーソナルカード事務局から請求されます。
- 8 ETC パーソナルカードを使用してドライブパスを利用する場合、ETC パーソナルカード利用規約に規定する未決済残高は、利用料金の確定までの間、通常料金をもとに計算します。

(他の割引との適用関係)

第 10 条 ドライブパスの利用には、ETC マイレージ以外の割引は重複して適用されません。(平日朝夕割引時間帯の走行でも、ドライブパスの対象となった走行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 ETC マイレージポイントの付与は、前条第 1 項に定めるドライブパスの利用料金の額に対し適用します。ただし、前条第 6 項により ETC マイレージサービスの還元額の残高から引き落とされる部分や ETC マイレージポイントが付与されない区間の利用に相当する ETC マイレージポイントは付与されません。
- 3 前項により付与する ETC マイレージポイントは、ドライブパスの対象となった通行すべてが完了したことを三社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります。)の属する月の翌月 20 日までに付与します。
- 4 ドライブパスの利用期間の一部又は全部と重複して、ドライブパス以外の高速道路周遊パス(三会社が実施するドライブパスに類する割引を総称しています。以下同じ。)に申込みを行った場合(ドライブパスの複数のプランに申込みを行った場合を含みます。)、各高速道路周遊パスの利用約款に基づき、三会社が相当と認める額により各高速道路周遊パスの利用料金と周遊エリア区間外の通行料金を決定し、当該額を請求します。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第 11 条 前条第 2 項に定める ETC マイレージポイントに加えて、本ドライブパスの利用に対して追加のマイレージポイント(以下「特別ポイント」といいます。)を付与する場合があります。この場合における特別ポイント付与の内容等については、ウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

- 2 前項により付与する特別ポイントは、ドライブパスの対象となった通行全てが完了したことを三社が確認した日(実際の通行が完了した日とは異なります。)の属する月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

第 12 条 各通行が次の各号の一に該当する場合はドライブパスの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録した ETC カード以外を利用して行った通行

- 二 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
 - 三 申込時に登録した利用期間外の日(利用開始日に申込みを行った場合、利用開始日の 0 時から申込みが完了した時点までを含みます。)に行った通行
 - 四 申込時に登録した同一の ETC カードにより本ドライブパスの適用を 2 回受けた後、同カードを使用した通行
 - 五 入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用最終日の翌々日までに通過しなかった通行
 - 六 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外の通行
 - 七 周遊エリア内外の料金所間の走行については周遊エリア内に該当する部分と周遊エリア外に該当する部分で走行を分割し、前者はドライブパスの適用対象となり、後者にかかる通行料金の支払いが別途必要となります。(分割後、別途支払いが必要となる走行についての ETC 時間帯割引の判定日時は分割前の走行の入口時間又は出口時間で判定いたします。)
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する車両でドライブパスを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する車両によりドライブパスを利用したものとみなします。
 - 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、ドライブパスの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
 - 一 ETC 無線通信による通行が不可能な車両で通行したとき。
 - 二 通行料金の支払いに必要な情報が正しくセットアップされていない ETC 車載器を使用して通行したとき。
 - 三 申込時に登録した ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき。
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段としてドライブパスを利用したとき。
 - 4 ドライブパスの適用後に第 1 項又は第 3 項に該当することが判明した場合は、ドライブパスの適用を取り消し第 1 項に該当する場合は各通行にかかる通行料金のお支払いが、第 3 項に該当する場合は利用期間中における全ての通行について通常料金でのお支払いが必要となります。

(解約等)

- 第 13 条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらずドライブパスの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。また、実際に走行した区間の通行料金の合計がドライブパスの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。
- 2 ドライブパスについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日の 23 時 59 分までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、ドライブパスを解約することができます。解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。なお、ご利用途中の解約はできません。(ご利用期間中に登録された ETC カードで対象区間を一度でも走行された場合は、ドライブパスの料金を請求させていただきます。)
 - 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無に関わらず、ドライブパスの料金は請求いたしません。ただし、ドライブパスを含む複数の高速道路周遊パスに利用期間の一部又は全部が重複する申込みを行い、ドライブパスを解約しなかった場合において、ドライブパス以外の高速道路周遊パスの周遊エリア区間内のみを通行した場合であっても、ドライブパスの利用料金を請求することがあります。

(個人情報の保護)

第 14 条 ドライブパスの申込者の個人情報、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従って適切に取扱います。

(免責事項)

第 15 条 当社は、次の各号に掲げるときには、ドライブパスの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、ドライブパスの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め、通行規制(特定の車種に限定して行われる通行規制を含みます。)又は渋滞により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 自動車の故障等、当社の責めに帰すことができない事由により、ドライブパスの利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 ウェブサイトの障害やメンテナンス等によりドライブパスの申込みに影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第 16 条 三社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 三社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 三社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：周遊エリア

①京都・若狭路・びわ湖ぐるっとエリア（2日間）

道路名	区間
E1 名神高速道路	米原JCT～西宮IC（久御山淀ICを含む。）
E1A 新名神高速道路	甲賀土山IC～草津JCT 城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC 高槻JCT・IC
E8 北陸自動車道	敦賀IC～米原JCT
E9 京都縦貫自動車道	大山崎JCT・IC～宮津天橋立IC
E24 京奈和自動車道（京奈道路）	城陽JCT・IC～木津IC
E27 舞鶴若狭自動車道	福知山IC～敦賀JCT
E88 京滋バイパス	瀬田東IC～久御山淀IC
E89 第二京阪道路	鴨川東IC～門真JCT

②京都・若狭路・びわ湖・はりま路ぐるっとエリア（3日間）

道路名	区間
E1 名神高速道路	米原JCT～西宮IC（久御山淀ICを含む。）
E1A 新名神高速道路	甲賀土山IC～草津JCT 城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC 高槻JCT・IC～神戸JCT

道路名	区間
E2 山陽自動車道	神戸JCT～山陽姫路東IC（神戸西ICを含む。）
E2A 中国自動車道	吹田JCT（吹田本線料金所）～福崎IC
E8 北陸自動車道	敦賀IC～米原JCT
E9 京都縦貫自動車道	大山崎JCT・IC～宮津天橋立IC
E24 京奈和自動車道（京奈道路）	城陽JCT・IC～木津IC
E27 舞鶴若狭自動車道	吉川JCT～敦賀JCT
E72 北近畿豊岡自動車道（遠阪トンネル）	遠阪IC～山東IC
E88 京滋バイパス	瀬田東IC～久御山淀IC
E89 第二京阪道路	鴨川東IC～門真JCT
E95 播但連絡道路	姫路JCT～和田山JCT・IC

別表2：プラン、利用日数及び利用料金

プラン名	利用日数	軽自動車等	普通車
京都・若狭路・びわ湖ぐるっとプラン	2日間	4,100円（税込）	5,100円（税込）
京都・若狭路・びわ湖・はりま路ぐるっとプラン	3日間	5,800円（税込）	6,900円（税込）